

子ども・子育て支援 新制度

延長保育事業 及び 一時預かり事業 について

平成27年1月

桐生市 保健福祉部 子育て支援課
教育委員会 教育部 学校教育課

1. 延長保育事業について

(1) 概要

就労形態の多様化等に伴う、延長保育の需要に対応するための延長保育事業については、平成27年4月から実施される、子ども・子育て支援新制度においても、引き続き実施される。

また、新制度においては、「保育の必要性」の事由や提出された書類等から、客観的基準に基づいて、市が以下の2区分に「保育の必要量」の認定をすることとなり、新制度における延長保育時間帯が、各区分で異なることとなる。

なお、子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、いずれの区分とも、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、子どもの健全な育成を図る観点から、「必要な範囲で利用できるようにする」ことが新制度の趣旨となる。

現行制度

保育の必要量に、「長時間」・「短時間」の区分は、特に設けていない。

新制度

1日 11時間まで利用可能

① 保育標準時間

保護者が、月120時間以上の就労等
(1日6時間×週5日×4週＝月120時間 など)

1日 8時間まで利用可能

② 保育短時間

保護者が、月48時間以上の就労等
(1日4時間×週3日×4週＝月48時間 など)

(2) 延長保育の時間帯について

現行制度と同様に、「11時間の開所時間を越える延長保育」の部分については、新制度においても基本的に踏襲する。

また、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」との「差」については、新制度において追加される新たな「延長保育」の時間帯となる。

保育標準時間(例)

既存の制度

7:00(仮)

利用可能時間(8時間～11時間を限度とする)

18:00(仮)

18:00(仮)

延長保育

19:00(仮)

保育短時間(例)

既存の制度

7:00(仮)

延長保育

8:30(仮)

8:30(仮)

利用可能時間(8時間を限度とする)

16:30(仮)

16:30(仮)

延長保育

18:00(仮)

18:00(仮)

延長保育

19:00(仮)

新制度

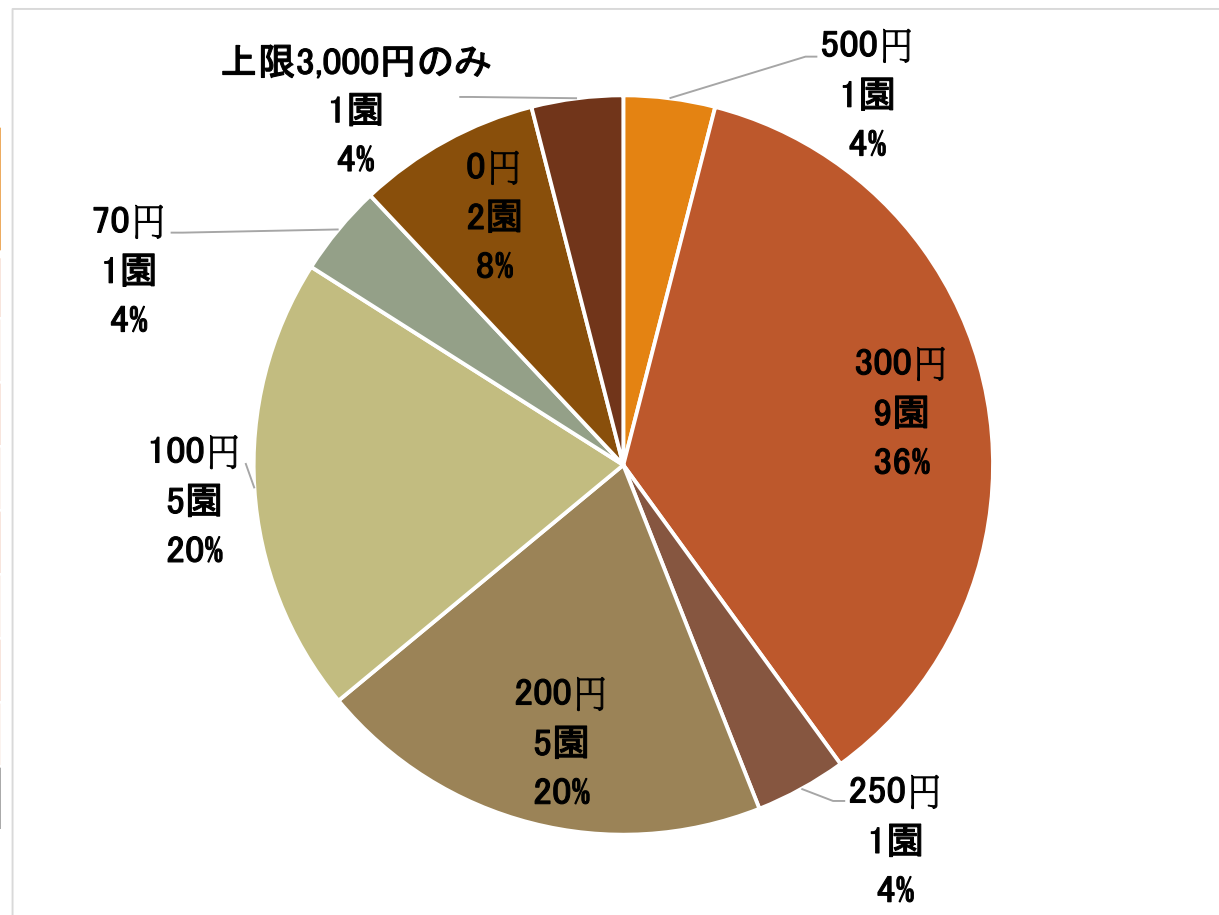
新制度で追加された「延長保育」
(標準時間認定と短時間認定の差)

新制度

(3) 現行制度(11時間を越える部分)の延長保育料について

【平成26年12月 私立保育園アンケート結果】

延長保育料 (1回あたり上限)	園数
500円	1園
300円	9園
250円	1園
200円	5園
100円	5園
70円	1園
0円	2園
上限3,000円のみ	1園
合計	25園



(4)新制度 保育標準時間の延長保育料の設定について(案)

保育標準時間(例)

7:00(仮)

利用可能時間(8時間～11時間を限度とする)

18:00(仮)

既存の制度

18:00(仮)

延長保育

19:00(仮)

現行制度における延長保育料については、1回あたり0円～500円の保育料が各園において設定されている。新制度における、延長保育事業は、基本的に現行制度を引き続き踏襲していく旨の国からの指針や、在園している利用者への激変緩和を考慮する必要もある。

現行で一番多い価格帯は、「1回あたり300円、1か月の限度額3,000円」であるが、今までの各園の運営経緯等を踏まえ、当面は各園の設定に委ねたいと考える。

・延長保育料(保育標準時間の利用者)について(案)

⇒ 各園の設定に委ねることとしたい。

以下の2点を勘案した

- ①既存の制度として、各園で実施しており、利用者への影響等を考慮
- ②1時間あたりの保育料、保育単価及びおやつ代なども考慮

※現行制度と同様に、生活保護及び市町村民税非課税世帯は延長保育料を免除とする。

(5)新制度 保育短時間の延長保育料の設定について(案)

既存の制度

保育短時間(例)

7:00(仮)
延長保育
8:30(仮)

8:30(仮)
利用可能時間(8時間を限度とする)
16:30(仮)

16:30(仮)
延長保育
18:00(仮)

18:00(仮)
延長保育
19:00(仮)

新制度

新制度で追加された「延長保育」
(標準時間認定と短時間認定の差)

新制度

- ・11時間を越える延長保育については、保育標準時間と同様で現行制度を踏襲する。
 - ・保育短時間と保育標準時間の差(新制度で追加された延長保育)については、保育認定制度の趣旨や運営コストを踏まえ、以下のとおり設定したい。
 - ・延長保育料(保育短時間の利用者)について(案)
 - ⇒ 公立保育園の設定案を示し、各園の設定に委ねることとしたい。
 - 以下の4点を勘案した
 - ①新制度の趣旨(保護者の就労実態等に応じ、必要な範囲で利用することが基本)であることから、一定の受益者負担をお願いする。
 - ②1時間あたりの保育料、保育単価を考慮
 - ③保育短時間認定と保育標準時間認定の、1か月あたりの一番大きな保育料の差が、1,000円弱程度となる予定
 - ④在園児については、法の施行により不利益が生ずると見込まれる場合は、申し出により承認されれば、保育標準時間認定へ移行できる経過措置がある。
 - ・公立保育園の延長保育料の設定について
 - 1時間料金 : 100円 ※8時間の前後で利用の場合は別々にカウントする。
 - 月額料金 : 1,000円(ひと月あたり上限)
- ※既存の制度と同様に、生活保護及び市町村民税非課税世帯は延長保育料を免除としたい。

(6) 1時間あたりの保育料(参考) ※1か月あたりの保育料÷25日÷11時間:保育標準時間(又は8時間:保育短時間)

単位:円

桐生市階層区分 (B,C,D1階層の上段は 減免該当世帯(障害・母子等))		2号認定(3歳以上)月額			3号認定(3歳未満)月額		
		現行	保育標準時間	保育短時間	現行	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護 世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税 非課税 世帯	0	0	0	0	0	0
		7	7	10	7	7	10
C	市町村民税 均等割課税 所得割非課税 世帯	23	23	30	23	23	30
		26	26	35	26	26	35
D1	市町村民税 所得割課税 世帯 1円～ 48,600円 未満	28	28	38	28	28	38
		32	32	43	32	32	43
D2	48,600円～ 58,600円 未満	43	43	58	43	43	58
D3	58,600円～ 68,000円 未満	52	52	70	52	52	70
D4	68,000円～ 77,100円 未満	74	67	90	76	68	92
D5	77,100円～ 97,000円 未満	74	74	100	76	76	102
D6	97,000円～ 107,000円 未満	81	81	110	97	97	132
D7	107,000円～ 117,000円 未満	86	86	116	113	113	152
D8	117,000円～ 127,000円 未満	92	92	124	125	125	169
D9	127,000円～ 169,000円 未満	95	95	129	134	134	181
D10	169,000円～ 211,200円 未満	100	97	132	148	142	192
D11	211,200円～ 301,000円 未満	100	100	135	148	148	200
D12	301,000円～ 397,000円 未満	103	100	136	160	156	211
D13	397,000円 以上	103	101	137	160	160	216
平均金額		59	58	78	76	75	101

(7) 1時間あたりの保育単価(参考) ※1か月あたりの公定価格 基本分単価 ÷ 25日 ÷ 11時間

利用定員	年齢	現行 運営費単価 (円)	新制度 公定価格 質改善後単価 (円)
41～50人	0歳	597	614
	1,2歳	374	384
	3歳	206	212
	4,5歳	184	189
91～100人	0歳	530	546
	1,2歳	307	316
	3歳	140	143
	4,5歳	117	120
171人～	0歳	512	527
	1,2歳	289	297
	3歳	121	124
	4,5歳	99	101

2. 一時預かり事業について

一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

現状

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

H26【保育緊急確保事業】

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 現行の地域密着Ⅱ型は、当分の間、事業継続可。(経過措置)

②余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

H27【新制度施行】

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施。

④訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

(1) 現行 一時預かり事業の一時保育料について

【平成26年12月 私立保育園アンケート結果】

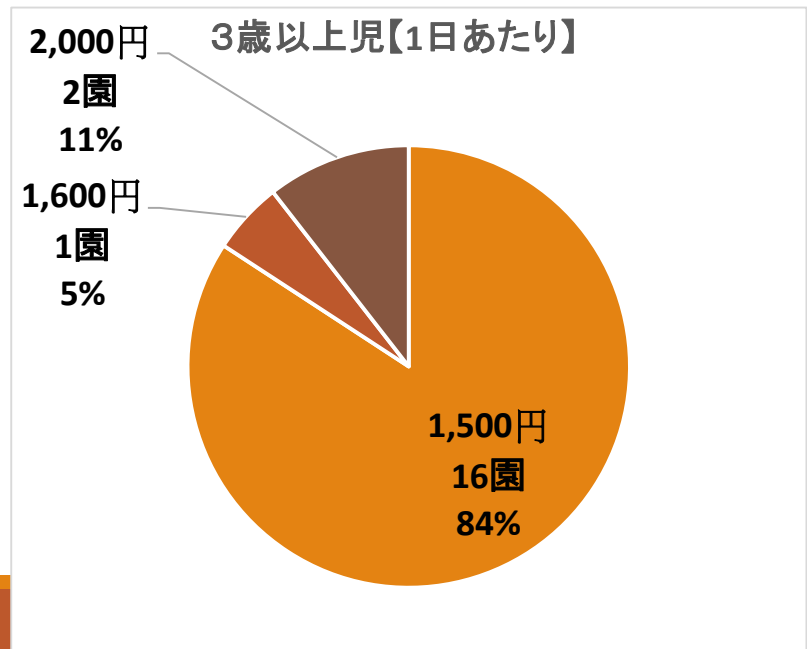
3歳未満児 (1日あたり)	
2,000円	19園
合計	19園

3歳未満児 (半日あたり)	
2,000円	11園
1,000円	8園
合計	19園



3歳以上児 (1日あたり)	
2,000円	2園
1,600円	1園
1,500円	16園
合計	19園

3歳以上児 (半日あたり)	
2,000円	1園
1,500円	10園
1,000円	3園
800円	1園
750円	4園
合計	19園



(2)新制度 一時預かり事業(一般型)の一時保育料について(案)

現行制度における一時保育料については、1日あたり 3歳未満児が、2,000円で統一されている。
また、3歳以上児につきましては、1日あたり1,500円の園が大部分を占め、1,600円が1園、2,000円が1園となっている。

一時預かり事業についても、基本的に現行制度を引き続き踏襲し、在園している利用者の激変緩和を考慮する必要もある。

・一時預かり事業(一般型)の一時保育料について(案)

⇒ 各園の設定に委ねることとしたい。

以下の2点を勘案した

- ①既存の制度として、既に各園で実施しており、利用者への影響を考慮
- ②1時間あたりの保育料、保育単価及び給食代なども考慮

・公立保育園(相生・黒保根保育園)の一時保育料について

・3歳未満児

1日あたり : 2,000 円

4時間未満 : 1,000 円

・3歳以上児

1日あたり : 1,500 円

4時間未満 : 750 円

(3) 1時間あたりの保育単価(参考) ※1か月あたりの公定価格 基本分単価 ÷ 25日 ÷ 11時間

利用定員	年齢	現行 運営費単価 (円)	新制度 公定価格 質改善後単 価(円)
41～50人	0歳	597	614
	1.2歳	374	384
	3歳	206	212
	4.5歳	184	189
91～100人	0歳	530	546
	1.2歳	307	316
	3歳	140	143
	4.5歳	117	120
171人～	0歳	512	527
	1.2歳	289	297
	3歳	121	124
	4.5歳	99	101

各年齢層の平均は、1時間あたり約281円

1日あたり約2,248円

4時間あたり約1,124円

4 一時預かり事業(幼稚園型)について

○新制度に移行する公私立の幼稚園、認定こども園に対して補助金を交付する。

○対 象……………在園児

○補助基準額……………利用者1人あたり 400円／1日(年間延べ利用人数2,000人を超える施設)

※延べ利用人数2,000人以下の施設は、別途計算式で額を算出

※長時間加算、休日加算あり

○職員配置……………

保育士又は幼稚園教諭の人数は2名を下ることはできないが、幼稚園等と一体の場合、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で、他は幼稚園などの職員(有資格者)としてよい。(設備運営基準より)

5 認定こども園(私立)の実施内容

○預かり保育実施時間 :

通常教育時間(概ね10:00~14:00)の前後(7時間程度)
長期休業(夏休み、冬休み、春休み)は1日預かり実施
土曜日(希望に応じて実施)

○預かり保育料金 各園の設定に委ねることとしたい。

以下の2点を勘案した

- ① 施設利用可能時間の近い2号(標準時間11時間利用)認定の保育料とのバランス
- ② 桐生市の支払う補助金は、施設の料金設定に左右されない定額補助であること

6 桐生市立幼稚園(7園)の実施内容

○預かり保育実施時間：

通常教育時間(8:30～14:00)の後、17時までの3時間
長期休業(夏休み、冬休み、春休み)は1日預かり実施
土曜日は休業

○預かり保育料金 1時間100円(おやつ別・昼食別)としたい。

以下の3点を勘案した

- ① 保育料値上げ・通常教育終了後の保育の有料化によって、負担増になる利用者の立場
- ② 施設利用可能時間の近い2号(短時間8H)認定の保育料とのバランス
- ③ 近隣市町村における、公立幼稚園の預かり保育の状況

その他

○1号認定子どもについては、長期休業中の預かり保育を利用する場合、保育料と別途で預かり保育料金を徴収することとなる。